第百十二条第一号中「をいう」の下に「。次条第一号において同じ」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「他課」の下に「及び参事官」を加え、同号を同条第四号とし、同条第六号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第六号とする。

第百十三条中「参事官は」の下に「、命を受けて」を加え、「つかさどる」を「分掌する」に改め、第二号を第七号とし、第一号を第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定による業務実施計画の認可に関する事務のうち、高速道路の保全に係る技術的審査に関すること。

二　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の規定による建設協定又は管理協定の認可に関する事務のうち、技術的審査に関すること。

三　高速自動車国道法第十三条第一項に規定する特別沿道区域（国が整備を行う高速自動車国道に係るものを除く。）に関すること。

四　有料道路に関する事業に係る指導及び監督に関する事務のうち、有料道路の保全に係るものに関すること。

五　有料道路に関する事業に係る企画及び立案並びに指導に関する事務のうち、有料道路の通行者又は利用者の利便の増進のための方策に係るものに関すること。

第百九十条第二項中「第十七条第七号」を「第十七条第五号」に改める。

附　則

この政令は、令和五年七月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日は、令和五年六月三十日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　小倉　將信
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項及び第三条第一項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条・第六条）
附則

第一章　関係政令の整備

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三第一号中「次条」を「附則第十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の四　令和四年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前二条の規定にかかわらず、前条の規定により計算して得た額から、同年度の一般会計補正予算（第２号）（次項において「令和四年度第二次補正予算」という。）に脱炭素成長型経済構造移行費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいう。次項において同じ。）として計上された額が当該額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。